

新潟県高等学校体育連盟規約及び専門部規定申し合わせ事項

- 1 会 長 北信越高等学校体育連盟会長又は副会長を兼務する。
財団法人全国高等学校体育連盟評議員又は理事を兼務する。
- 2 副 会 長 副会長1名は、体育専門教科の校長を原則とする。
新潟地区副会長は会長が兼務することができる。
- 3 部 長 1校長1専門部を原則とし、本連盟理事を兼務する。
- 4 副 部 長 必要により、部長の推薦により会長が委嘱する。
- 5 地区推薦理事 各地区代議員の中から各地区代議員会で選出し、本連盟代議員会の議決により会長が委嘱する。
(1) 新潟地区 3名
(2) 下越地区 3名
(3) 中越地区 5名
(4) 上越地区 4名
(5) 佐渡地区 1名
(6) 定通制部 1名(定通制部事務局長が兼務)
- 6 委 員 長 各専門部加盟高等学校顧問の中から、部長の推薦により会長が委嘱する。
表彰選考の審査委員を兼務する。
- 7 副委員長 各専門部加盟高等学校顧問の中から、部長の推薦により会長が委嘱する。
(1専門部2名以内)
- 8 委 員 各専門部加盟高等学校顧問の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
専門部の委員数は次のとおりとする。(委員長は除く。)
(1) 加盟校数が70校以上の専門部は17名以内とする。
(2) 加盟校数が20校以上の専門部は10名以内とする。
(3) 加盟校数が19校以下の専門部は5名以内とする。
- 9 地区代表委員 本連盟が主催する春季・秋季地区大会開催地区の委員の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
- 10 競技力向上担当者 各専門部加盟校顧問の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
(委員長・副委員長・地区代表委員・委員が兼務することができる。)
- 11 研究部担当者 各専門部加盟校顧問の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
(委員長・副委員長・地区代表委員・委員の中から選出する。)
- 12 監 事 各専門部部長校の副校長又は教頭1名と専門部委員の中から1名を部長の推薦により会長が委嘱する。
- 13 会計担当 専門部部長校の顧問又は近隣校の顧問の中から部長の推薦により会長が委嘱する。
- 14 理 事 長 北信越高等学校体育連盟理事を兼務する。また、公益財団法人全国高等学校体育連盟評議員を兼務することもある。
- 15 事務局長 北信越高等学校体育連盟理事を兼務する。